

市営住宅使用料の過誤徴収について行政報告を申し上げます。

## 1 市営住宅使用料の過誤徴収について

市営住宅使用料の過誤徴収についてであります。平成 8 年 5 月 31 日の公営住宅法の一部改正に伴い、定額方式の家賃から住戸面積などを基に算定する応能応益方式の家賃へと変更されております。

本年 2 月に工事図面を基に床面積の確認を行ったところ、西の里団地 18 号棟と 19 号棟の 16 戸について算定を誤り、平成 10 年 4 月 1 日以降これまでの間の家賃が過大な徴収となっております。

入居者の皆様には 3 月 16 日に直接、お伺いをし、陳謝申し上げるとともに過大となった家賃の返還手続きなど、今後の対応につきましても、ご説明をさせていただいたところであります。

入居者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけしたことに對しまして、深くおわびを申し上げます。

今後、再発防止に向け、職員の指導を徹底するとともに、管理体制及び事務処理の改善に努めてまいります。

なお、今定例会において返還に必要な経費の補正予算を追加提案させていただいたところであり、よろしくお願いを申し上げます。

以上、申し上げ、行政報告といたします。